

NEWS

～ 平成 22 年 10 月

岡経営労務事務所／経営労務協会（労働保険事務組合）

社会保険労務士 岡 忠之
社会保険労務士 岡 健治
社会保険労務士 吉岡武史
横浜市港北区新横浜 2-3-8 KDX 新横浜ビル 8F
TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759
URL <http://www.okakeiei.jp>

ご存知ですか？ 「健康保険限度額適用認定証」

今回は入院により医療費が高額となる場合の「健康保険限度額適用認定証」のご案内です

通常は・・・

重い病気や手術等で医療費が高額になった場合は、一旦、病院の窓口で3割負担の全額を支払い、その後、健康保険へ申請することにより、自己負担限度額を超えた分が払い戻しされる「高額療養費制度」があります。しかしながら、高額療養費が支給されるまでには早くても3～4カ月程度を要し、経済的負担が長期にわたってしまいます。

そこで・・・

創設されたのが「健康保険限度額適用認定証」の制度です。「健康保険限度額適用認定証」は、一定要件のもと、病院窓口での支払を「自己負担限度額」までにとどめることができるため、一度に多額の現金を用意する必要がなくなります。いわゆる「高額療養費の事前申請」です。

「健康保険限度額適用認定証」を受けるには？

1. 70歳未満の方が、
2. 入院する場合で、
3. 事前に（原則入院の約1週間前までに）、
4. 健康保険へ【健康保険限度額適用認定申請書】と【健康保険証のコピー】を提出し、
5. 健康保険から【健康保険限度額適用認定証】を受領のうえ、
6. 病院の窓口で【健康保険限度額適用認定証】を提示することにより、
7. 病院の窓口での支払が「自己負担限度額」までで済みます（原則1年間・更新可能）

協会けんぽの【健康保険限度額適用認定申請書】と【記入例】は、協会けんぽホームページからダウンロードができます。

【健康保険限度額適用認定申請書】

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/resources/content/123/20100805-163147.pdf>

【記入例】

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/resources/content/123/20100805-163118.pdf>